



## 公益社団法人江東区シルバー人材センター のご利用にあたって



### シルバー人材センターとは

シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立された団体で、国、東京都、江東区からの支援を受けて運営されている公益法人です。

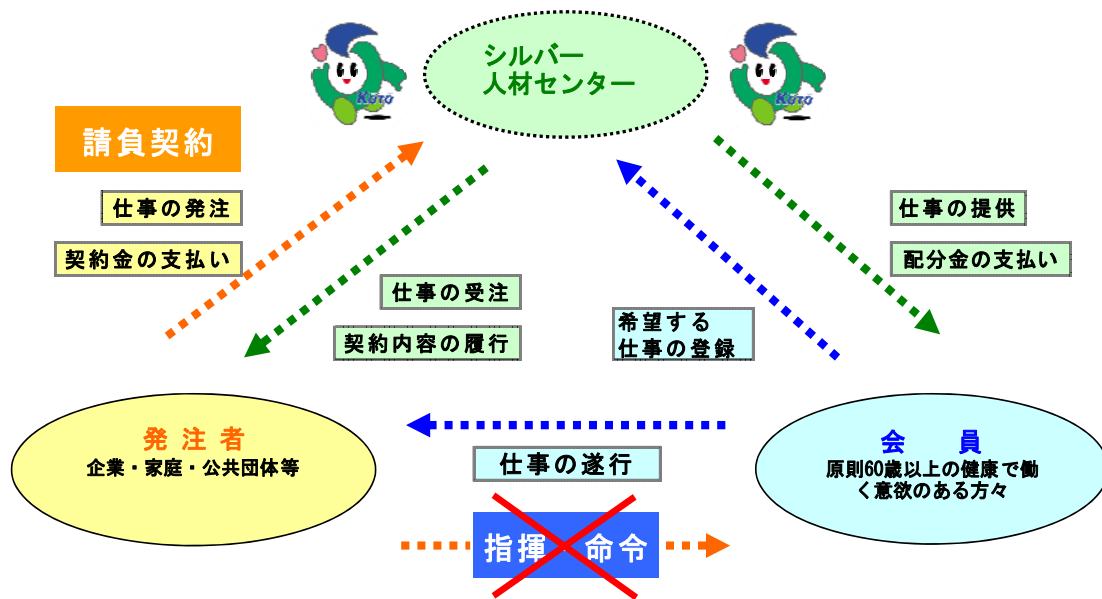
江東区内に在住する、原則60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者による会員組織で、高齢者にふさわしい仕事をセンターが請負、会員が各人の希望に沿って臨時的かつ短期的、または軽易な業務に就業するシステムを基本としております。シルバー人材センターは人材派遣ではありませんので、お客様と会員との間に雇用・指揮命令関係は発生しないのが特色です。

### 会員の働き方について

シルバー人材センターの仕事は臨時的かつ短期的、または軽易な業務とされる仕事となっておりますので、長期契約の仕事においては、複数の会員によるグループ就業やローテーション就業を行っておりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

注) 軽易な業務とは、1週間の就業時間が20時間以内の業務。

#### シルバー人材センターのしくみ



### センターとお客様のご契約について

お引き受けした仕事はセンターが責任をもって請け負います。契約及び代金の請求・受領に関する一切の事務はセンターの事務局が行いますので会員は、契約外の仕事に就業することはできません。よって契約内容の変更・追加等をされる場合は、センター事務局にご連絡ください。なお、シルバー人材センターと会員、会員とお客様との間には雇用関係はありませんので、労災保険の対象にはなりませんのでご注意ください。また、会員の工作中や仕事先への往復のときに事故があった場合は、シルバー人材センターで対応をすることになりますので、事務局へご連絡をください。

### 請負代金の支払方法等

シルバー人材センターでは、会員の報酬（配分金）について、お客様から入金があるまでの間、センターで立替えて支払っておりますので、月末締め、請求日後7日以内に振込支払で、お願いしております。【尚振込み金融機関は請求書に記載してあります】又、振込手数料については、営利を目的としない団体のため、お客様でご負担いただきますようお願いをしております。